

令和 8 年

6 月市議会定例会決議案

議案会第 5 号 長坂尚登市長に対する辞職勧告決議…………… 3

議案会第5号

長坂尚登市長に対し、別紙のとおり辞職勧告を決議する。

令和8年6月19日提出

提出者 豊橋市議会議員 小林 憲 生

同 鈴木 智 子

同 本 多 洋 之

同 及 部 克 博

同 尾 崎 雅 輝

同 星 野 隆 輝

同 田 中 敏 一

長坂尚登市長に対する辞職勧告決議

長坂尚登市長の就任以降、本市の市政運営は迷走と混乱を極めている。就任当初からの議会軽視に始まり、市長本人が当選を得ることを目的に制作に関わった法定ビラ1号に関する問題及びその調査に対して、長坂市長以外に確認のできない私的な情報を根拠に記者会見まで行い、行政組織におけるガバナンスに混乱を生じさせた。さらに、度重なる市長の議会軽視とも取れる行動も含め、豊橋市政初となる問責決議が令和7年3月定例会において可決されたが、この問題については未着手であり、解決に向けた取り組みが見受けられない。

長坂市長は、本市の重大な政策課題において、市長自身の明確な意思は示さず、最終的な判断と責任を他者に委ねる姿勢が目立ち、行政のトップとしての当事者意識を欠く態度は市長としての責任を放棄していると判断せざるを得ない。また、市の政策における方針決定や転換のプロセスにおいても、十分な説明が果たされておらず、こうした市長の姿勢は市政に混乱を招き、市民からの信頼は失われつつある。

本定例会には長坂市長の独断による一時中止に起因する費用が含まれた補正予算が提出された。この新アリーナ事業をめぐっては、地方自治の本旨に則り正当な手続きで地方自治の一翼でもある議会で議決をされたが、長坂市長はこれを十分な議論や説明もせず、独断で反故にした。その結果として、事業費は当初見込みから約40億円増額されたが、この増額分は長坂市長の判断が主たる原因であり、その責任は極めて重大である。

よって、本市議会は、市政への信頼回復と健全な市政運営を図るため、これまでの長坂市長の市政運営に対し、自らの責任を明確にした上で速やかに辞職することを強く求めるものである。

上記決議する。

令和8年6月19日

豊橋市議会